

締約国に関する情報  
VC

セントビンセント及び  
グレナディーン諸島  
一般情報

附属書 B1  
VC

国内官庁の名称	Commerce and Intellectual Property Office (CIPO) (Saint Vincent and the Grenadines) (商業知的所有権庁 (C I P O) (セントビンセント及び グレナディーン諸島))
所在地及び郵便のあて名	Ground Floor, Methodist Commercial Building, Granby Street, Kingstown, Saint Vincent and the Grenadines
電話番号	(1-784) 456 15 16, 451 28 94
ファクシミリ装置	(1-784) 457 13 97
電子メール	ciposvg@vincysurf.com
インターネット	www.cipo.gov.vc/cipo
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	ファクシミリ装置
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	なし
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する
セントビンセント及びグレナディーン 諸島の国民及び居住者のための管轄受 理官庁	WIPO国際事務局 (附属書C参照)
セントビンセント及びグレナディーン 諸島が指定 (又は選択) されている場 合の管轄指定 (又は選択) 官庁	商業知的所有権庁 (C I P O) (国内段階参照)
セントビンセント及びグレナディーン 諸島を選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用証
国際型調査に関するセントビンセント 及びグレナディーン諸島の規定	あり
国際公開に基づく仮保護	なし

[次頁に続く]

VC

セントビンセント及び  
グレナディーン諸島 (続き)

VC

セントビンセント及びグレナディーン諸島が指定（又は選択）されている場合の有益な情報

セントビンセント及びグレナディーン  
諸島が指定（又は選択）されている場  
合に発明者の氏名（名称）及びあて名  
を提示しなければならない時期

管轄官庁の通知があった日から2箇月以内

微生物及びその他の生物材料の寄託に関  
する特別の規定が設けられているか？

な し